

一般社団法人 機密情報抹消事業協議会
2019 年度第 1 回理事会議事録

日 時:	2019 年 4 月 3 日(水) 14:10~16:00
場 所:	東京ウイメンズプラザ第 2 会議室 A
理事総数:	5 名、定足数 3 名
出席者:	理事: 4 名 (理事出席) 大久保薫、石川喜一郎、昇塚清謙、加藤達也
議題事項:	適合証明検査基準 (以下「認定基準」という。)の取扱いについて
配布資料:	適合証明検査基準 (以下「認定基準」という。)の取扱いについて、「適合証」サンプル、検査成績書サンプル、リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン改訂事業中間報告書

理事総数 5 名のうち 4 名の理事が出席した。事務局が、定款第 34 条に定める定足数を満たしており、本日の理事会は成立することを報告した。

1 資料説明

大久保理事長及び事務局が、入会条件の現状及び適合証明検査基準の取扱いなど認定制度の導入により方針変更の必要性のある事項についての説明をした。説明のポイントは、以下のとおり。

(入会条件)

- 正会員が入会する際に、①正会員 1 名の推薦、②ガイドライン遵守の誓約書、③自社評価チェックリストの提出を義務づけている。認定制度導入により入会条件についても再考する必要がある。

(自己点検)

- 協議会設立時に経産省から第三者機関による適正検査の必要性について指導があり、それが認定制度導入のきっかけとなった。認定制度の導入には時間を要するため、当面正会員に自己点検を義務づけることになった。したがって、今年の 7 月に認定制度が導入されると自己点検の役割は終了することになる。認定制度との関連で自己点検をどのように活用するのかについて検討する必要がある。

(認定制度のあり方)

- 認定制度のあり方については、これまで①JIS 化と②会員に限定した認定の 2 つを検討し、最終的に会員限定認定を選択した。JIS はオープンな制度であるため、非会員も含めて申請が可能となるのに対し、会員限定認定制度は、認定検査を申請するには入会する必要がある制度である。JIS 化を選択すると会員・非会員の区別があいまいになり、会員を抱える意味がなくなる。

(個別検査の位置付け)

- 認定制度では、個別検査(予備検査)と本検査がある。非会員であっても個別検査の受検は可能であるが、指定検査機関からは検査証明書の付与のみで「適合証」は付与されない。非会員が個別検査の受検可とする主な理由は、団体の公益性と会員数の増加の手段にある。

(適合証明検査基準書)

- 適合証明検査基準書の取扱い(公開・非公開)方針を決める必要がある。公開及び非公開について、それぞれメリットとデメリットがある。会員と非会員との差別化も課題の一つにあげられる。

(会員種別)

- 協議会の適正認定を取得した正会員を「認定正会員」と「正会員」に分けて、「賛助会員」、「ユーザー会員」の 4 種とする案が考えられる。

(ガイドラインの取扱い)

- 協議会の設立以来、ガイドラインが活動のベースとなっていたが、今後は認定制度の適合証明検査基準が活動のベースになる。定款の目的を変更する必要がある。

2 検討結果

各項目について検討した結果は以下のとおり。

(会員種別)

- 会員種別は、「認定正会員」、「正会員」、「賛助会員」、「ユーザー会員」の4種とする。「認定正会員」及び「正会員」の名称は、5月15日の理事会で最終決定する。

(入会条件)

- 入会条件はつぎのとおりとする。①正会員の推薦は廃止する。②何らかの誓約書は必要である。たとえば、「定款に従った行動をとること」を誓約する。この誓約書は新規会員にのみ適用する。③入会自己点検チェックリスト(簡易バージョン)を提出してもらう。これについては、自己点検要領に代わる「自己点検解説書」(仮称)を作成する。解説書は、公開とする。解説書の修正は適宜行うが、定期(毎年)改訂はしない。

(適合証明検査基準の取扱い)

- 適合証明検査基準は原則公開とする。ただし、指定検査機関(JQA)と「適合証明検査基準」の取扱いを含めて合意書を交わす。また、適合証明検査基準を公開するにあたって、会員は無料、非会員は有料とする。販売は紙ベースとし、価格は5,000円～10,000円程度とする。ホームページでの公開は、「適合基準」(の部分)のみとする。

(個別検査)

- 個別検査では、検査成績書のみを発行し、適合証は発行しない。個別検査の開始時期は、7月1日より前でも可とする。本検査の申請受付は、7月1日とする。

(自己点検)

- 自己点検の活用は、つぎの3つとする。自己点検チェックリストは、適合証明検査基準をベースに作成する。
 - ①維持点検 認定正会員の2年目と3年目の維持点検として使用する。従来の点検方法に加えて、維持点検報告書を提出する際に各種書類(エビデンス)を添付してもらう。内容確認後に「評価書」を提出者に送付する。維持点検は有料(30,000円～50,000円)とする。
 - ②入会点検 入会申請者のチェック用に自己点検の簡易バージョンを作成する。「自己点検解説書」を使用・参照する(HP掲載)。
 - ③自己点検 認定正会員を除く正会員が毎年実施する自己点検で、チェックリストのみを正会員に送付し、提出してもらう。必要に応じて「自己点検解説書」を使用・参照する(HP掲載)。実施会員のリストは公表する。

(ガイドラインの取扱い)

- 定款の目的でガイドラインの普及啓発を掲げているが、適合証明検査基準が協議会としての機密抹消事業の基準となることから、ガイドラインに関する記述は再検討する。

3 その他

- 定款目的に個人に対する資格の付与制度を含めることを検討する。
- 認定制度の周知に関して共同通信社のプレスリリース制度(有料)を活用する方法もあるので、その使用を検討する。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議長は本議事録を作成し、議長及び出席理事の全員が記名押印する。

代表理事 大久保 薫

理事 石川 喜一郎

理事 昇塚 清謙

理事 加藤 達也

